

## 福岡県農林水産部（林務関係）省人化建設機械（チルトローテータ）試行工事実施要領

### 1 概要及び目的

省人化建設機械（チルトローテータ）試行工事とは、ICT建設機械等認定制度においてチルトローテータ機能を有するものとして、ICT建設機械等の認定に関する規定に基づき認定された省人化建設機械※（以下、「省人化建設機械（チルトローテータ）」という。）を用いた施工を実施する工事をいう。

省人化建設機械（チルトローテータ）試行工事は、今後、日本国内での普及が見込まれるチルトローテータ機能を有する建設機械の活用効果等を調査し、また、今後の活用に向けた課題等の整理を目的とするものである。

※「ICT建設機械等の認定に関する規程」に基づき認定された省人化建設機械のうち、チルトローテータ機能を有するものとして認定を受けた建設機械については、国土交通省のHPに公開されている「省人化建設機械（チルトローテータ）」認定型式一覧表に掲載されている型式とする。

● 「省人化建設機械（チルトローテータ）」認定型式一覧表の掲載先

[https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei\\_constplan\\_tk\\_000050.html](https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000050.html)

### 2 対象工事及び実施方法

本要領の「3 対象工種」を含む工事を対象として発注し、契約後の協議で受注者からの希望があった場合に受注者希望型として省人化建設機械（チルトローテータ）試行工事を実施する。発注者は省人化建設機械（チルトローテータ）試行工事の対象であることを特記仕様書に明示する。

また、省人化建設機械（チルトローテータ）試行工事として発注していない工事において、現場条件の変更等により対象工種が該当することになり、受注者から希望があった場合は省人化建設機械（チルトローテータ）試行工事として事後設定できるものとする。

### 3 対象工種

対象工種は、「森林整備保全事業標準歩掛」、「森林整備保全事業施工パッケージ型積算方式の基準」及び「福岡県農林水産部（林務関係）ICT活用工事試行実施要領」において、バックホウ（クローラ型）又は小型バックホウ（クローラ型）の機械規格が、山積0.45m<sup>3</sup>（平積0.35m<sup>3</sup>）、山積0.28m<sup>3</sup>（平積0.2m<sup>3</sup>）及び山積0.13m<sup>3</sup>（平積0.1m<sup>3</sup>）に設定されている以下の工種を対象とする。

#### （1）森林整備保全事業標準歩掛

##### ① 第1編 共通工

- ・第1土工 1－3 機械土工（土砂）
- ・第1土工 1－7 盛土工 1－7－1 林道工事における盛土
- ・第1土工 1－8 機械法面整形 1－8－1 切土法面整形
- ・第1土工 1－8 機械法面整形 1－8－2 盛土法面整形

##### ② 第2編 治山

- ・第1山地治山土工 1－1 機械土工

#### （2）森林整備保全事業施工パッケージ型積算方式の基準

- ・ 1 章土工 ②土工 掘削（小規模）
- ・ 1 章土工 ②土工 積込（ルーズ）（小規模）
- ・ 1 章土工 ④作業土工（床掘工） 床掘り（小規模）
- ・ 1 章土工 ④作業土工（床掘工） 舗装版破碎積込（小規模土工）
- ・ 1 章土工 ⑥作業土工 埋戻工 埋戻し（最大埋戻幅 1 m未満・小規模）

### （3）福岡県農林水産部（林務関係）ICT活用工事試行実施要領

- ・ ICT活用工事（法面工）
- ・ ICT活用工事（作業土工（床掘））
- ・ ICT活用工事（土工 1,000 m<sup>3</sup>未満）
- ・ ICT活用工事（小規模土工）

## 4 工事費の積算

発注者は、発注に際して森林整備保全事業設計積算要領等に基づく積算を行い、発注するものとするが、契約後の協議において受注者の希望により省人化建設機械（チルトローテータ）試行工事を実施する場合、福岡県農林水産部（林務関係）省人化建設機械（チルトローテータ）試行工事積算要領に基づく積算に落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。

## 5 調査等への協力

本試行工事の対象となった受注者は、受注者による効果や施工実態等の把握のためのアンケート調査やヒアリング等を実施する場合に協力するものとする。

## 6 ICT活用工事での留意事項

「ICT建設機械等の認定に関する規程」に基づき認定された省人化建設機械の内、チルトローテータ機能を有するものとして認定を受けた建設機械は、MC/MG機能を有するものとして認定を受けたものとMC/MG機能を有さずにチルトローテータ機能のみを有するものとして認定を受けたものの両方が存在する。

「MC/MG機能を有さないもの」を使用する場合であっても、後付け装置等によりMC/MG機能を付与して「ICT建設機械による施工」を実施する場合は、「ICT建設機械による施工」を実施したものとし、省人化建設機械（チルトローテータ）試行対象の工事とする。

## 附 則

この試行工事实施要領は、令和8年4月1日から施行する。